

89

為殿 聖詔以之御事(後申)小(西)起(有)御南
 為(向)四院(の)撰(札)取(の)薄(現)要(別)取(の)
 御(以)有(三)山(事)也 可(出)練(計)取(成)

為殿 御事
 御事 事務官取

御事官取


19.11.1

代用横造半葉十三行罫紙

大日本帝國迎旗

(一) 迎旗(迎旗)第十四號(一)
 (二) 迎旗(迎旗)第十五號(一)
 (三) 迎旗(迎旗)第十六號(一)
 (四) 迎旗(迎旗)第十七號(一)
 (五) 迎旗(迎旗)第十八號(一)
 (六) 迎旗(迎旗)第十九號(一)
 (七) 迎旗(迎旗)第二十號(一)
 (八) 迎旗(迎旗)第二十一號(一)
 (九) 迎旗(迎旗)第二十二號(一)
 (十) 迎旗(迎旗)第二十三號(一)
 (十一) 迎旗(迎旗)第二十四號(一)
 (十二) 迎旗(迎旗)第二十五號(一)
 (十三) 迎旗(迎旗)第二十六號(一)
 (十四) 迎旗(迎旗)第二十七號(一)
 (十五) 迎旗(迎旗)第二十八號(一)
 (十六) 迎旗(迎旗)第二十九號(一)
 (十七) 迎旗(迎旗)第三十號(一)

即チ該保護區域中ニハ滿洲國領海ノミナラズ公海モ禁止區域トナリ
 居リ、之ハ領海ニ關シテハ國際法上治外法權撤廢ノ結果其ノ適用ヲ
 受クルハ當然ナルモ公海ノ部分ニ於テハ他ノ諸外國ニ對シテモ同様
 ナル問題モアリ之トノ交渉ニ支障ヲ生ズル虞アルヲ以テ内地ヨリ出
 漁スル者モ向フヨリ出漁スル者モ何等ノ制限ヲ受ケザルモノナルコ
 トヲ明瞭ニ致サレ度
 更ニ本勅令ノ公布ニ關シ今日迄ノ實際ノ經過ヲ述ブルニ一昨年滿洲
 國側ヨリ相互ニ何等カノ協議ヲ致シ度旨ノ申入アリ農林省ハ勿論其
 ノ要求ノ妥當必要ナルヲ認メ相談ニ應ズル考ヘナリシトコロ其ノ後
 滿洲國、讓東廳、朝鮮總督府間協議ノ結果農林省ニハ何等ノ相談ナ
 クシテ勅令發布ノ違トナリ農林省ノ意見ト異ル禁止區域ノ設定ヲ見
 タル次第ナリ。
 然シ乍ラ本問題ハ内地側ニモ關係深キ事柄ニシテ、若シ滿洲國ノ意
 圖ノ如ク公海ノ一部ニテ同國根據ノ出漁ヲ禁止スルコトトナラバ、
 向フヨリハ該區域ニ於テ「トロール」及「汽船底曳」ヲ爲シ得ズ内

(鈴木納)

官房備機密才四二六号

昭和九年八月廿日決裁

関南航運株式会社助成係領ノ件仰裁

省題ノ件ニ関シテ、昭和八年十一月十五日決裁官房備機密才三二七九号

依ル他左記ニ依リ美施シウ然成

記

一 函南製備行ハ関南航運株式会社所有機帆船ヲ買上之ヲ函南海
 岸特務部ニ配属ノ上会社ニ運航ヲ依托スルモノトス

右買上價格ハ現地に到着價格ヲ基礎トスルモノトス

③ 現地建造機帆船及ヒ今後進出ス可キ機帆船ニ付テモ前項ニ準ジ
 処理スルモノトス

三 関南航運株式会社運航依託船船員ヲ無給海守備托トシ名譽ト
 責任ヲ付與セシム

責任ヲ付與セシム

四 特殊不経済航路ノ配船及作戦ノ要求ニヨリ長期滞航ニ付特ニ助成

海軍

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to read.

(公益金)ノ途ヲ拓クモノトス

五、海軍特務部ハ本要領ニ依リ助成目的ヲ達成レ得タリト認ケル
場合ハ燃料費及修理費ヲ逐次令社負擔ニ移行セシムモノトス

(終)

(米書) (説明)

一、海軍航運株式会社ハ海南島ニ於ケル機帆船事業ノ一元化セル会社ナリ。
二、機帆船航運ヲ強クニ推進スルノ要一層深刻トナリタルノミナラス其航
運ニ関スル諸條件急激ニ悪化シタルヲ以テ関係企業者ヲシテ安心シテ國
家ノ要求ニ基キ輸送目的達成ニ邁進セシメ得ベキ形態ヲ至急整
備スルノ要愈々切ナリ。
三、海南島附近敵襲ニヨル船舶被害急増ニ伴ヒ貸下船強シト皆無
トナリタルニ付炭房備機赤字ニ九号決裁助成措置ヲ以テシテ其目的
ヲ達成レ得ズ

海軍

(鈴木綱)

